

令和2年度

事業計画書
予算書

〔 自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日 〕

一般財団法人 海外産業人材育成協会

目 次

I. 令和2年度事業計画	1
1. 事業全般の展開方針	2
2. 国庫補助事業	
1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	2
2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 （低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）	4
3. 受託等事業	4
4. 自主事業（AOTS総合研究所事業）	5
5. 融資事業	6
6. 管理業務	7
7. 関連機関との協力	7
8. 日・アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事務局関連事業の実施	7
9. 同窓会交流基金（WNF基金）の運用と事業実施への協力	8
資料1 令和2年度組織図	9
II. 令和2年度収支予算	11
1. 収支予算書	13
2. 収支予算書内訳表	14
III. その他	17
1. 事業実施のための分担金	18
2. 団体運営のための賛助金	31
3. 研修センター利用料	32

I. 令和2年度事業計画

I. 令和2年度 事業計画

協会は昨年創立60年の節目を迎えた。これまでの歴史を振り返れば、「技術協力による開発途上国への貢献および相互の経済発展と友好関係の増進」という事業目的のもと、戦後の日本の産業復興と輸出振興にかかわる海外産業人材の育成支援に始まり、日本企業の国際化、海外進出促進と途上国産業の高度化、経済のグローバル化への対応など、国内外の経済および産業発展の変遷に応じた事業を実施してきた。また、これまでの事業活動を通じて生まれた世界でも類を見ないAOTS同窓会ネットワークは協会の最大の成果である。

現在、日本を含めた世界の経済、産業社会は変革期にあり、協会をとりまく事業環境もまた大きな転換点にある。近年、これまでの事業成果を継承しつつ、時代の潮流に即した新たな事業展開を模索しているが、十分な成果を創出したとは言い切れない。

当年度はこれまでの各種事業活動と組織運営を継続しつつも、厳しい経営環境に対応するための組織耐力の向上と新たな事業の方向性を創出する一年とする。

1. 事業全般の展開方針

開発途上国や日本の産業界の産業人材育成に関する課題、ニーズを勘案し、事業間の効果的連携を図りながら各種事業を遂行する。これまでの経験・ノウハウや国内外の人的ネットワークを活かし、質の高い人材育成と制度利用の利便性・効率性を追求し、開発途上国の経済発展および日本企業の海外展開における人材育成ならびに共創など新たなビジネスモデルによる事業創出を図る。なお、国庫等事業については、予算の成立を前提とする。

2. 国庫補助事業

1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

本事業は、日本企業の海外展開に必要な現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とする。この目的のもと、開発途上国の状況および日本企業の人材育成ニーズに応じて、現地産業人材を日本へ受け入れて行う研修、海外現地で行う研修、現地高等教育機関の人材育成のための寄附講座の開設等の研修事業、ならびに、日本の専門家を現地に派遣する専門家派遣事業を実施する。

事業の実施にあたっては、経済産業省の策定する人材育成協力事業の政策目標に対応しつつ、中堅・中小企業やサービス産業の海外展開支援に伴う海外拠点の人材育成支援ならびに以下の点なども踏まえながら機動的に事業を行う。

- イ. 研修事業と専門家派遣事業のそれぞれの事業によって技術移転・人材育成を促進するとともに、経済産業政策に関わる政策的重要な分野の案件についても積極的に取り組む。
- ロ. 学識経験者、産業界等で構成される外部委員により、各プログラムの達成目標や経済効果等の事前評価、事業終了時の直後評価、研修生および専門家の帰国後の事後評価を行う。
- ハ. 国内外の多数の企業、団体等への広報活動を通じて、研修および専門家派遣制度の社会的認知度を高め、制度の広汎な利用促進を図る。特に中堅・中小企業に対しては、日本貿易振興機構（JETRO）の新輸出大国コンソーシアムのスキームを通じて、中堅・中小企業に対する国内外の情報やサービス提供の充実、他機関との密接な連携を推進し、中堅・中小企業の海外展開に貢献する。
- ニ. 国庫補助金の利用について、政策的な観点からの案件ごとの必要性などに配慮して、適切な事業実施を行う。

年度計画

イ. 受入研修

区 分	令和 2 年度計画		平成 31 年度計画（当初予算）	
技術研修	550 人	51 コース	538 人	34 コース
管理研修	190 人	9 コース	202 人	10 コース
合 計	740 人	60 コース	740 人	44 コース

ロ. 海外研修

区 分	令和 2 年度計画		平成 31 年度計画（当初予算）	
通常型	150 人	5 コース	150 人	5 コース
第三国型	250 人	5 コース	26 人	1 コース
合計	400 人	10 コース	176 人	6 コース

ハ. 寄附講座

区 分	令和 2 年度計画	平成 31 年度計画（当初予算）
寄附講座	6 案件	-

二. 専門家派遣

区 分	令和 2 年度計画	平成 31 年度計画（当初予算）
専門家派遣	38 人	35 人

2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

本事業は、アジア地域を中心とした新興国において大幅なエネルギー需要の伸びが見込まれる中、優れた省エネ技術を持つ日本企業の海外展開を促進することにより、新興国等の産業分野におけるエネルギー利用の効率化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献することを目的とする。この目的のもと、アジアにおける我が国企業の生産拠点において、日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援するため、海外拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う研修や海外現地で行う研修、日本法人の指導的立場にある者、専門家を海外に派遣して行う技術指導等を実施する。

年度計画

イ. 受入研修

区 分	令和 2 年度計画		平成 31 年度計画 (当初予算)	
技術研修	306 人	23 コース	470 人	25 コース
管理研修	80 人	5 コース	140 人	8 コース
合 計	386 人	28 コース	610 人	33 コース

ロ. 海外研修

区 分	令和 2 年度計画		平成 31 年度計画 (当初予算)	
通常型	90 人	3 コース	120 人	4 コース

ハ. 専門家派遣

区 分	令和 2 年度計画	平成 31 年度計画 (当初予算)
専門家派遣	18 人	38 人

3. 受託等事業

開発途上国との貿易投資促進に向けた現地人材育成や我が国の産業政策・制度・システムの移転等による事業環境整備の事業、知的財産権保護の普及・促進のための事業およびインドネシア、フィリピン等との経済連携協定 (EPA) に基づく事業等、経済産業省をはじめ我が国政府や公的機関から公募される委託事業を積極的に獲得し、それぞれの政策的意義、目的に応じたプログラムを策定し、海外の産業技術者等の育成に資する事業を実施する。

年度計画

区 分	令和 2 年度計画		平成 31 年度計画 (当初予算)	
受入研修	1,656 人	74 コース	1,750 人	74 コース
海外研修	318 人	9 コース	289 人	8 コース
専門家派遣等	358 人	-	326 人	-

4. 自主事業(AOTS総合研究所事業)

協会は彼我の多様な人材に関連した社会課題解決への対応および公的資金への依存を是正するため、これまでの知見を活用して以下の自主事業を積極的に推進する。

1) 新国際協力事業(NGC)

協会が保有する海外人材育成の経験・ノウハウを活かし、新興国等の多様化する様々な産業人材育成ニーズにフレキシブルに応えるため、研修プログラムを企画し、日本と海外諸国との更なる相互経済発展に寄与する事業を自主事業として実施する。

イ. 管理研修型セミナー

新興国等の固有技術や管理技術の分野に関わる産業人材育成ニーズを踏まえ、国際的に比較優位の高い日本産業の優れた環境技術や生産性向上、イノベーション、ファミリービジネス等をテーマとした管理研修型セミナーを企画・実施する。また、海外ローカル企業の個別ニーズに対応した研修プログラムや招聘ミッションも実施する。

ロ. 日本語研修等

国内外企業の個別ニーズに対応した海外産業人材への柔軟且つ高度な日本語研修、および外国人受入の増大にともなう日本在住外国人向け日本語研修の企画・実施を行う。また、これまで培った産業日本語教育の知見を活用し、公的機関から公募される日本語教材開発等に関する委託事業の獲得や新たな日本語教材の開発を行い、多様な外国人産業人材の日本語習得や日本語能力向上に資する事業を実施する。

年度計画

区分	令和2年度計画		平成31年度計画(当初予算)	
管理研修型セミナー	520人	26コース	602人	34コース
日本語研修等	400人	—	395人	—
合計	920人	26コース	997人	34コース

2) グローバル事業

協会が有するグローバルなAOTS同窓会ネットワークとの連携のもと、日本企業と海外企業との国境を越えたビジネス活動を促進するため、イ) ビジネス交流事業、ロ) 海外展開サポートセンター事業、ハ) 受託等事業、ニ) 外国人材獲得支援事業を実施する。これまでの事業実施により実績や経験が積みあがってきた以下分野を重点化し、事業の創出・拡大を目指す。

イ. ビジネス交流事業

(i) 海外インターンシップ

日本企業のグローバル人材育成や海外事業展開の一助として日本人の若手社員や大学生を新興国のローカル企業や公的機関に派遣し、現地就業体験（インターンシップ）を行う機会を提供する。日本企業や大学等教育機関のニーズに基づくカスタムメイドや現地での英語研修等を伴う海外インターンシップの商品開発と営業強化に注力する。

(ii) 海外PR・ビジネス交流

日本企業と海外ローカル企業とのビジネス交流を促進するため、日本企業および産業団体等による新興国等での販路開拓や認知度向上を目的とした国際カンファレンスやプロモーションセミナー等の海外現地での活動を支援する取り組みを行う。

ロ. 海外展開サポートセンター事業

協会は「新輸出大国コンソーシアム」メンバーとしての役割を果たすため、「海外展開サポートセンター」による中堅・中小企業の相談対応等を通じ、中堅・中小企業の海外展開をサポートする。

ハ. 受託等事業

公的機関、民間機関等から委託される海外産業人材育成や日本企業の海外展開支援に関わる調査等の業務を実施する。

ニ. 外国人材獲得支援事業

AOTS 同窓会や現地の高等教育機関と連携して寄附講座や日本語教育等の提供等を行い、日本企業・現地日系企業が求める理工学系技術や日本語能力等を有する海外の優秀な人材の獲得を支援し、日本企業の事業活動の円滑化や地域活性化に貢献する。

5. 融資事業

平成 15 年度より新規融資を停止している中小企業海外投資協力資金融資事業について、既貸付金の償還、融資先企業の調査等の債権管理業務を実施する。

6. 管理業務

事業を円滑に実施するため、定款第 48 条に基づき、事務局を編成して人員を配置し、以下の事項に重点を置き管理業務を行う。

管理部門については、引き続き管理コストの削減を目指す。事業部門については、受託事業を中心とした各事業を推進するための組織編制を行う。

1) 2 センター体制による研修センターの運営

東京および関西の2センター体制のもとに、研修センターの運営を円滑に行い、適切な維持管理に努め、宿泊率の向上を図る。研修センターについては、国庫補助事業の実施に支障が生じない範囲で、引き続き他団体の研修生や民間企業等の国際化に資する研修による宿泊利用を促進する。

研修センターの宿泊利用率見込み

区 分	宿泊利用率
東京研修センター	65.5%
関西研修センター	67.0%
合 計	66.4%

2) 海外事業推進体制の構築

バンコク、ジャカルタ、ニューデリー、ヤンゴンに海外事務所を置き、現地関係機関との関係を推進しながら、各事業の実施、フォローアップ、ニーズ調査、広報活動等を積極的に行う。

3) AOTS 帰国研修生同窓会との協力関係の強化

令和2年3月現在、43カ国・地域72カ所にあるAOTS帰国研修生同窓会とは、これまでどおり国内・海外事業の実施を通じた協力関係を強化する。

また、令和元年度に開催された第10回AOTS同窓会代表者会議のフォローアップを行うとともに、本会議を通じて得られたニーズ情報等を活用して新たな支援メニューを考案する等協会事業全般のグローバル戦略の立案や同窓会ネットワークを形成している帰国研修生による技術移転の成果の見える化を目的としたAOTS帰国研修生事例の収集等を実施する。

7. 関連機関との協力

各種事業の円滑な実施、成果の拡大等を図るため、国際機関、開発途上国の機関・業界団体、日本貿易振興機構（JETRO）、内外の高等教育機関および国内の地域金融機関等との協力関係を保持する。また、引き続き（一社）日・タイ経済協力協会との協力関係を保持する。

8. 日・アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局関連事業の実施

平成9年(1997年)12月の日ASEAN首脳会議の合意に基づき、平成10年(1998年)11月に日ASEAN経済大臣会合(AEM-METI)の下部組織の国際事業体としてAMEICC事務局が設立された。AEM-METIで示されたアセアン域内での具体的な経済・産業協力の方策を検討・実施する各種ワーキンググループおよび調査等AMEICC事務局業務を支援するほか、以下を実施する。

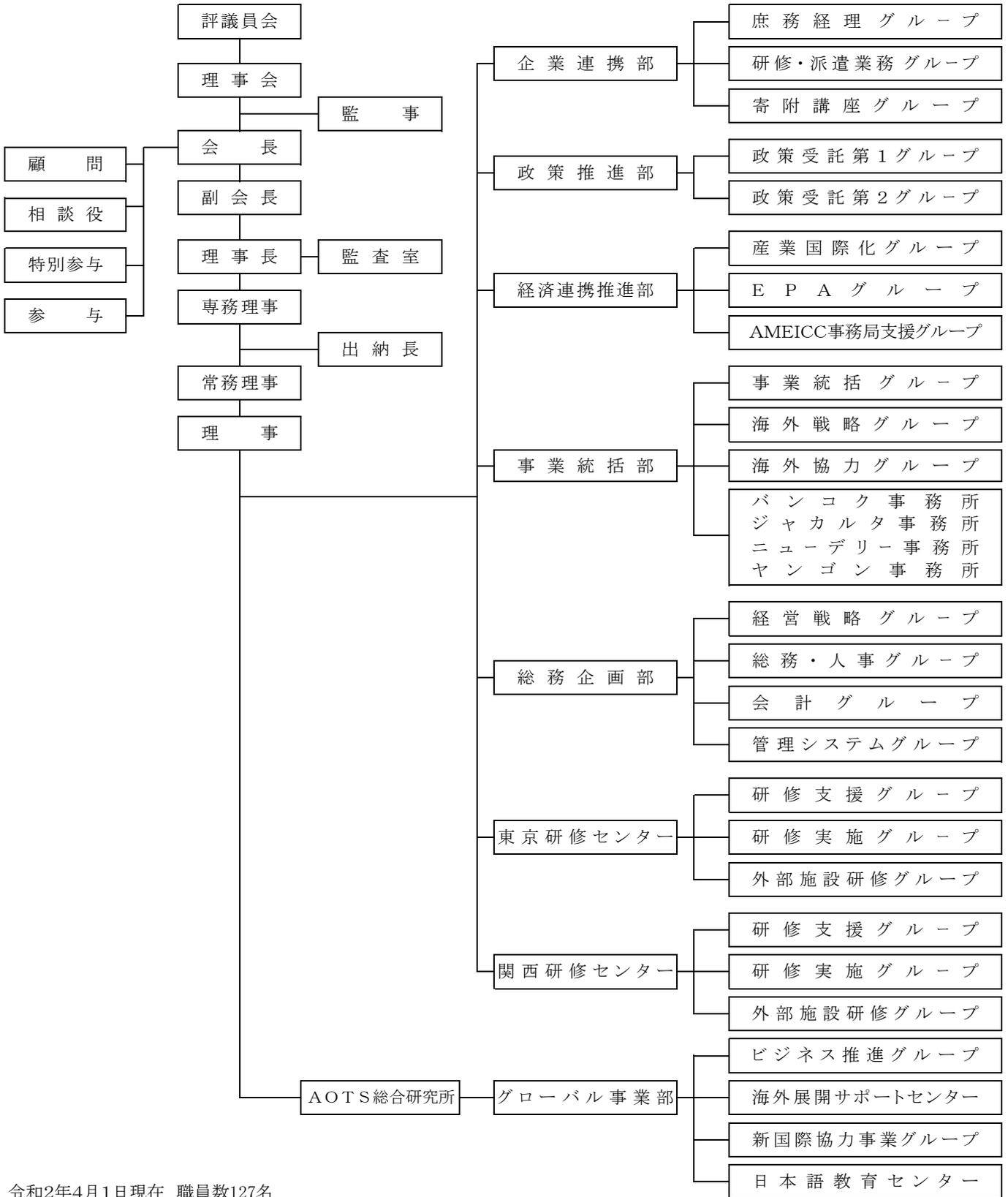
- 1) ASEANの現地大学等と日本企業との連携による人材育成・確保支援を目的とした寄付講座開設事業等
- 2) アジアDX等新規事業創造支援事業(日ASEAN経済産業協力事業)、メガFTA推進のための日・ASEAN産業協力事業、地域未来投資促進事業(海外展開戦略等支援事業)、ASEAN事業環境整備支援事業およびJapan-ASEAN Integration Fund(JAIF/日・ASEAN統合基金)助成金事業等に係る支援業務。

9. 同窓会交流基金(WNF基金)の運用と事業実施への協力

同窓会交流基金(WNF基金)運営委員会の信託を受け、同基金の運用と同運営委員会が計画するWNFプログラムの実施につき事務局として協力する。

以上

令和2年度 組織図



令和2年4月1日現在 職員数127名

Ⅱ. 令和2年度収支予算

1. 収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	3,864	4,256	△ 392
② 特定資産運用益	56,434	50,248	6,186
③ 受取賛助金	1,197,556	1,674,216	△ 476,660
④ 受取負担金	242,280	241,920	360
⑤ 事業等収益	435,728	492,637	△ 56,909
⑥ 受取補助金等	5,217,908	5,447,386	△ 229,478
国庫受託収益	2,434,003	2,381,482	52,521
地方公共団体受託収益	0	0	0
民間受託収益	169,114	154,245	14,869
受取補助金等振替額	2,614,791	2,911,659	△ 296,868
受取国庫補助金	1,978,390	2,000,507	△ 22,117
受取地方公共団体補助金	18,991	20,445	△ 1,454
受取地方公共団体助成金	843	453	390
受取民間助成金	27,155	80,037	△ 52,882
受取政府拠出金	589,412	810,217	△ 220,805
⑦ 受取寄付金	24,766	26,583	△ 1,817
⑧ 雑収益	3,000	3,000	0
経常収益計	7,181,536	7,940,246	△ 758,710
(2) 経常費用			
① 事業費	6,924,658	7,658,195	△ 733,537
② 管理費(法人会計)	671,956	588,660	83,296
人件費	339,778	326,077	13,701
管理諸費(センタ及び償却費配賦含む)	332,178	262,583	69,595
経常費用計	7,596,614	8,246,855	△ 650,241
当期経常増減額	△ 415,078	△ 306,609	△ 108,469
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 415,078	△ 306,609	△ 108,469
一般正味財産期首残高	6,953,992	7,395,310	△ 441,318
一般正味財産期末残高	6,538,914	7,088,701	△ 549,787
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等	2,039,229	2,060,172	△ 20,943
② 受取寄付金	552	1,376	△ 824
③ 基本財産評価損益等	0	0	0
④ 特定資産評価損益等	0	0	0
⑤ 一般正味財産への振替額	△ 2,631,888	△ 2,937,299	305,411
当期指定正味財産増減額	△ 592,107	△ 875,751	283,644
指定正味財産期首残高	4,891,977	5,443,991	△ 552,014
指定正味財産期末残高	4,299,870	4,568,240	△ 268,370
III 正味財産期末残高	10,838,784	11,656,941	△ 818,157

2. 収支予算書 内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

科 目	実施事業等会計		
	経済産業人材 育成支援事業	新国際協力事 業	小計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			0
② 特定資産運用益			0
③ 受取賛助金	1,033,596		1,033,596
④ 受取負担金			0
⑤ 事業等収益		194,747	194,747
⑥ 受取補助金等	1,953,134	1,742	1,954,876
国庫受託収益			0
地方公共団体受託収益			0
民間受託収益			0
受取補助金等振替額	1,953,134	1,742	1,954,876
受取国庫補助金	1,947,851	1,068	1,948,919
受取地方公共団体補助金	4,085	521	4,606
受取地方公共団体助成金	181	23	204
受取民間助成金			0
受取政府拠出金	1,017	130	1,147
⑦ 受取寄付金	5,326	680	6,006
⑧ 雑収益			0
経常収益計	2,992,056	197,169	3,189,225
(2) 経常費用			
① 事業費	3,122,846	253,696	3,376,542
② 管理費(法人会計)			0
人件費			0
管理諸費(センタ及び償却費配賦含む)			0
経常費用計	3,122,846	253,696	3,376,542
当期経常増減額	△ 130,790	△ 56,527	△ 187,317
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額	△ 130,790	△ 56,527	△ 187,317
一般正味財産期首残高			0
一般正味財産期末残高			0
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等	1,939,483		1,939,483
② 受取寄付金			0
③ 基本財産評価損益等			0
④ 特定資産評価損益等			0
⑤ 一般正味財産への振替額	△ 1,958,460	△ 2,422	△ 1,960,882
当期指定正味財産増減額	△ 18,977	△ 2,422	△ 21,399
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			0

その他会計	その他会計						
貿易投資促進事業	経済連携促進事業	その他事業	日アセアン経済産業協力委員会事務局事業	小計	法人会計	内部取引控除	合計金額
				0	3,864		3,864
		547		547	55,887		56,434
				0	163,960		1,197,556
	242,280			242,280	0		242,280
		49,882		49,882	191,099		435,728
1,120,702	1,196,015	303,891	611,840	3,232,448	30,584		5,217,908
1,120,198	1,180,575	133,230		2,434,003	0		2,434,003
				0	0		0
		169,114		169,114	0		169,114
504	15,440	1,547	611,840	629,331	30,584		2,614,791
309	9,465	948		10,722	18,749		1,978,390
151	4,620	463		5,234	9,151		18,991
7	205	20		232	407		843
			27,155	27,155	0		27,155
37	1,150	116	584,685	585,988	2,277		589,412
197	6,025	604		6,826	11,934		24,766
				0	3,000		3,000
1,120,899	1,444,320	354,924	611,840	3,531,983	460,328	0	7,181,536
1,071,760	1,482,753	379,244	614,359	3,548,116	0		6,924,658
				0	671,956		671,956
				0	339,778		339,778
				0	332,178		332,178
1,071,760	1,482,753	379,244	614,359	3,548,116	671,956	0	7,596,614
49,139	△ 38,433	△ 24,320	△ 2,519	△ 16,133	△ 211,628	0	△ 415,078
				0	0		0
				0	0		0
				0	0	0	0
49,139	△ 38,433	△ 24,320	△ 2,519	△ 16,133	△ 211,628	0	△ 415,078
				0	0	0	6,953,992
				0	0	0	6,538,914
			99,746	99,746	0		2,039,229
		552		552	0		552
				0	0		0
				0	0		0
△ 701	△ 21,465	△ 2,151	△ 604,172	△ 628,489	△ 42,517		△ 2,631,888
△ 701	△ 21,465	△ 1,599	△ 504,426	△ 528,191	△ 42,517	0	△ 592,107
				0	0	0	4,891,977
				0	0	0	4,299,870
				0	0	0	10,838,784

Ⅲ. その他

Ⅲ. その他

1. 事業実施のための分担金

令和2年度における協会の事業に要する経費のうち、事業参加者が負担すべき経費相当分に充当するものとして、分担金を次の通り定める。ただし、本定めにより難い特別な事情が生じた場合は理事長が別に定める。

1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

(1) 受入研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 受入分担金

研修生受入に関する経費（渡航費、滞在費、実地研修費）の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 研修実施分担金

研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 受入分担金の金額

研修の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

イ. 中堅・中小企業受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の2。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の2分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国受入に該当するもの

受入費（渡航費および滞在費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ホ. 後発開発途上国受入に該当するもの

なし

なお、中堅・中小企業受入、一般分野受入、重点分野受入、開発途上国受入、後発開発途上国受入の区分については以下に定める通りとする。

研修申込み別区分	適用を受ける研修申込者の定義	適用される国庫補助率	
		令和2年度	平成31年度
中堅・中小企業受入	日本に法人格を有するもののうち、中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業、もしくは非営利法人等	2/3	2/3
一般分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち、重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち、重点分野に該当するもの	1/2	1/2
開発途上国受入	経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)の定める「DAC List of ODA Recipients Effective for reporting on 2018, 2019 and 2020 flows」(以下「DACリスト」という。)のうち「Least Developed Countries」を除く国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域の企業等	2/3	2/3
後発開発途上国受入	DACリストにおける「Least Developed Countries」に該当する国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域の企業等	定 額	定 額

③ 研修実施分担金の金額

技術研修および管理研修に参加する研修生1人につき、次表に定める額とする。

イ. 中堅・中小、開発途上国、後発開発途上国

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	602,000	586,000
6週間コース	347,000	332,000
9日間コース	162,000	151,000
一般研修不参加	104,000	83,000
管理研修		
2週間コース	164,000	160,000

ロ. 一般分野

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	781,000	778,000
6週間コース	459,000	439,000
9日間コース	204,000	184,000
一般研修不参加	104,000	83,000
管理研修		
2週間コース	204,000	204,000

ハ. 重点分野

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	711,000	691,000
6週間コース	405,000	390,000
9日間コース	179,000	164,000
一般研修不参加	104,000	83,000
管理研修		
2週間コース	190,000	190,000

(2) 海外研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 海外研修分担金

海外研修費/第三国型海外研修費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 海外研修事業管理分担金

海外研修費/第三国型研修費を除く海外研修実施/第三国型海外研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 海外研修分担金の金額

海外研修費/第三国型海外研修費の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

③ 海外研修事業管理分担金の金額

海外研修費/第三国型海外研修費の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

(4) 寄附講座

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 寄附講座分担金

寄附講座開設費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 寄附講座事業管理分担金

寄附講座開設費を除く寄附講座開設に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 寄附講座分担金の金額

寄附講座開設費の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

③ 寄附講座事業管理分担金の金額

寄附講座開設費の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

(5) 専門家派遣事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 専門家派遣分担金(指導先企業等分担金および派遣元企業等分担金)

専門家派遣費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 派遣実施分担金

専門家派遣費を除く専門家派遣実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 専門家派遣分担金の金額

専門家派遣の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

i) 指導先企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ホ. 後発開発途上国派遣に該当するもの

なし

ii) 派遣元企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

なし

ロ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国派遣に該当するもの

なし

ホ. 後発開発途上国派遣に該当するもの

なし

なお、中堅・中小企業等派遣、一般企業派遣、開発途上国派遣、後発開発途上国派遣の区分については以下に定める通りとする。

専門家派遣 区分	派遣元等の定義	指導先企業等の定義	適用される 国庫補助率	
			令和2年度	平成31年度
中堅・中小 企業等派遣	日本に法人格を有するもの のうち、中小企業基本法に 規定する中小企業および中 小企業以外の企業で資本金 10億円未満の企業	日系企業	2/3	2/3
重点分野 派遣	上記中堅・中小企業に該当 しない企業のうち重点分野 に該当するもの	日系企業	1/2	1/2
一般分野 派遣	上記中堅・中小企業に該当 しない企業のうち、重点分 野に該当しないもの	日系企業	1/3	-
開発途上国 派遣	日本に法人格を 有するもの等	開発途上国の現地ローカ ル企業等	2/3	2/3
後発開発途 上国派遣	日本に法人格を 有するもの等	後発開発途上国及びアフ リカ諸国の現地ローカル 企業等並びに高等教育機 関等	定額	定額

③ 派遣実施分担金の金額

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

(1) 受入研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 受入分担金

研修生受入に関する経費（渡航費、滞在費、実地研修費）の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 研修実施分担金

研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 受入分担金の金額

研修の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

イ. 中堅・中小企業受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の2。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の2分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 経営者・管理者研修受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

なお、中堅・中小企業受入、一般分野受入、重点分野受入、経営者・管理者研修受入の区分については以下に定める通りとする。

研修申込み別区分	適用を受ける研修申込者の定義	適用される国庫補助率	
		令和2年度	平成31年度
中堅・中小企業受入	日本に法人格を有するもののうち、中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業	2/3	2/3
一般分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当するもの	1/2	1/2
経営者・管理者研修受入	日本以外の国の企業	2/3	2/3

③ 研修実施分担金の金額

技術研修および管理研修に参加する研修生1人につき、次表に定める額とする。

イ. 中堅・中小、経営者・管理者

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	617,000	587,000
6週間コース	359,000	348,000
9日間コース	167,000	161,000
一般研修不参加	122,000	104,000
管理研修		
2週間コース	168,000	168,000

ロ. 一般分野

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	798,000	587,000
6週間コース	474,000	348,000
9日間コース	214,000	161,000
一般研修不参加	122,000	104,000
管理研修		
2週間コース	214,000	168,000

ハ. 重点分野

(単位：円)

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	令和2年度	平成31年度
技術研修		
13週間コース	731,000	587,000
6週間コース	420,000	348,000
9日間コース	189,000	161,000
一般研修不参加	122,000	104,000
管理研修		
2週間コース	198,000	168,000

(2) 海外研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 海外研修分担金

海外研修費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 海外研修事業管理分担金

海外研修費を除く海外研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 海外研修分担金の金額

海外研修費の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

③ 海外研修事業管理分担金の金額

海外研修費の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

(3) 専門家派遣事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 専門家派遣分担金(指導先企業等分担金および派遣元企業等分担金)

専門家派遣費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 派遣実施分担金

派遣費を除く専門家派遣実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 専門家派遣分担金の金額

専門家派遣の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

い) 指導先企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)にお

ける計画額)の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ii) 派遣元企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

なし

ロ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

専門家派遣申込み別区分	派遣元企業等の定義	適用される国庫補助率	
		令和2年度	平成31年度
中堅・中小企業等派遣	日本に法人格を有するもののうち、中小企業基本法に規定する中小企業および中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業	2/3	2/3
一般分野派遣	日本に法人格を有する企業で、上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野派遣	日本に法人格を有する企業で、上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当するもの	1/2	1/2

③ 派遣実施分担金の金額

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

3) その他の事業

その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

参考資料1 研修生受入費について

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）および低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）における研修事業・研修生受入費については、補助対象額を以下の通りとする。

1) 渡航費、滞在費、実地研修費

費目	令和2年度	平成31年度 (消費税10%)
渡航費 (企業受入)	1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業） ・・・補助対象外 2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 ・中堅・中小企業：基準額を上限とする実費 ・一般企業：補助対象外	1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業） ・・・補助対象外 2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 ・・・基準額を上限とする実費
滞在費：食費	日額 2,620円	日額 2,620円
滞在費：雑費	日額 1,040円	日額 1,040円
実地研修費	中堅・中小企業 日額 5,190円 一般企業 日額 3,360円	中堅・中小企業 日額 5,190円 一般企業 日額 3,360円

2) 実地研修期間中の宿泊費

区分	令和2年度	平成31年度 (消費税10%)
AOTS 研修センター	日額 6,820円	日額 6,400円
会社施設	日額 1,570円	日額 1,570円
外部宿舎（上限）	日額 6,280円	日額 6,280円

3) その他

その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）および低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）における専門家派遣事業・専門家派遣費については、補助対象額を1) 専門家の号に基づき以下の通りとする。（各基準については前年度と同様）

1) 専門家格付基準

専門家の号	業 務 歴 年 次			
	大 学 卒	高専・短大卒	高 校 卒	小・中学卒
1 号	30年以上	34年以上	38年以上	45年以上
2 号	18年以上	22年以上	30年以上	35年以上
3 号	18年未満	22年未満	30年未満	35年未満

2) 内国日当及び内国宿泊料

(単位：円)

専門家の号	内国日当		内国宿泊料（1夜につき）			
	（1日につき）		甲 地 方		乙 地 方	
	（税抜）	（税込）	（税抜）	（税込）	（税抜）	（税込）
1 号	2,477	2,724	12,477	13,724	11,239	12,362
2 号	2,477	2,724	12,477	13,724	11,239	12,362
3 号	2,096	2,305	10,381	11,419	9,334	10,267

3) 航空券

専門家の号	任国（地域）	中国、モンゴル及び アセアン加盟国	左記以外の国（地域）
1 号		ビジネスクラス	
2 号及び3 号		エコノミークラス	ビジネスクラス

4) 外国日当及び外国宿泊料

(単位：円)

専門家の号	外国日当（1日につき）				外国宿泊料（1夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1 号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
2 号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
3 号	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

5) 支度料

(単位：円)

専門家の号	派遣期間	1ヵ月以上 3ヵ月未満	3ヵ月以上
1 号		94,910	111,650
2 号		85,090	100,100
3 号		80,180	94,330

6) 健康診断受診料及び予防注射料の支給額

検診の内容等	専門家		
	34 歳以下	35 歳以上	40 歳以上
受診料（文書料又は診断書作成料を含む。）	26,500 円を限度とする実費		48,500 円を限度とする実費
予防注射料	100,000 円を限度とする実費		

7) 技術協力費

日額 6,000円

8) その他

その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

2. 団体運営のための賛助金

令和2年度における協会の運営に要する経費に充当するための賛助金として、協会が行う事業に賛同する企業等の了承を得て負担を求める。ただし、本定めにより難い特別な事情が生じた場合は理事長が別に定める。

運営賛助金

金額の算出の根拠は、これまでの協会と各企業等との関係の深浅に応じて区分を設け、次に定める額とする。

運営賛助金の区分と金額

令和2年度		平成31年度	
区分	金額	区分	金額
T	2,100万円	T	2,100万円
S	1,950万円	S	1,950万円
R	1,800万円	R	1,800万円
Q	1,650万円	Q	1,650万円
P	1,500万円	P	1,500万円
O	1,350万円	O	1,350万円
N	1,200万円	N	1,200万円
M	1,050万円	M	1,050万円
L	900万円	L	900万円
K	750万円	K	750万円
J	600万円	J	600万円
I	450万円	I	450万円
H	300万円	H	300万円
G	250万円	G	250万円
F	200万円	F	200万円
E	150万円	E	150万円
D	100万円	D	100万円
C	75万円	C	75万円
B	50万円	B	50万円
A	25万円	A	25万円
備考 1) 初めて協会制度を利用する企業は、当年度の協会との関係の深浅に応じて上表の区分を適用する。 2) 海外から直接申込を行う企業は、3万円とする。		備考 1) 初めて協会制度を利用する企業は、当年度の協会との関係の深浅に応じて上表の区分を適用する。 2) 海外から直接申込を行う企業は、3万円とする。	

3. 研修センター利用料

令和2年度研修センター利用料を次の通り定める。

1) 宿泊および食堂利用料

(1) 補助事業、受託等事業の研修生

研修センターの宿泊および食堂利用料は、次に定める額とし、研修生に対し現物で提供する。

(単位：円)

区 分	令和2年度	平成 31 年度 (消費税10%)
一般研修および管理研修期間中	9,440 (1泊3食付)	9,020 (1泊3食付)
実地研修期間中	8,600 (1泊2食付)	8,180 (1泊2食付)

*アメニティセット (石鹸・シャンプー／リンス・歯ブラシ・ハミガキ粉) は別途100円／泊にて提供する。

なお、食堂休業の場合は、1食あたりそれぞれ次の金額を現金で研修生に払う。

(単位：円)

区 分	令和2年度	平成 31 年度 (消費税10%)
朝 食	630	630
昼 食	840	840
夕 食	1,150	1,150
合 計	2,620	2,620

(2) その他の利用

補助事業、受託等事業以外の研修生等の利用料は、次に定める額とする。

(単位：円)

区 分	令和2年度	平成 31 年度 (消費税10%)
宿泊利用料 (シングル)	6,820 (1泊/室) *	6,400 (1泊/室) *
宿泊利用料 (ツイン)	11,400 (1泊/室) *	10,700 (1泊/室) *
食堂利用料	実 費	実 費

*アメニティセット (石鹸・シャンプー／リンス・歯ブラシ・ハミガキ粉) は別途100円／泊にて提供する。

2) 研修室利用料

研修センターの研修室利用料は、原則として次に定める額とする。

(単位：円)

研修室区分	令和2年度	平成31年度 (消費税10%)
研修室(大)	25,500【8,500】	22,000【7,330】
研修室(中)	14,700【4,900】	12,570【4,190】
研修室(小)	7,350【2,450】	6,290【2,100】
講堂	51,000【17,000】	44,000【14,670】

金額は利用3時間以内の基本料金で、【 】内は1時間当たりの追加料金